【加算チェックシート】

（地域密着型）通所介護「加算チェックシート」

事業所名（　　）

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
人員基準減算		□	該当	
定員超過減算		□	該当	
同一建物減算		□	該当	
送迎しない場合の減算		□	該当	※片道ごと減算
事業所規模による区分				
通常規模型事業所	前年度１月当たり平均延べ利用者数	□	～750人以下	いずれかに該当
大規模事業所Ⅰ	前年度１月当たり平均延べ利用者数	□	750人超～900人以下	
大規模事業所Ⅱ	前年度１月当たり平均延べ利用者数	□	900人超	
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に係る特例（規模区分）	通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）について、１月当たりの利用延人員数が減少し、より小さい規模区分の利用延人員数と同等となる場合	□	満たす	※減少月の翌々月から、より小さい規模区分を適用
	毎月利用延人員数を算出し、より小さい規模区分の利用延人員数であることを確認	□	あり	※より小さい規模区分の利用延人員数を超える場合は届出が必要
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に係る特例（３％加算）	減少月の利用延人員数が、前年度の１月当たりの平均利用延人員数（算定基礎）より、５％以上減少する場合	□	満たす	※減少月の翌々月から原則３月以内に限り適用
	算定期間内において各月の利用延人員数を算出し、５％以上の減少を確認	□	あり	※５％以上減少していない場合は届出が必要
８～９時間の前後に行う日常生活上の世話	８時間以上９時間未満のサービス提供	□	実施	
	９時間以上10時間未満	□	50単位	※宿泊サービスの前後において算定不可
	10時間以上11時間未満	□	100単位	
	11時間以上12時間未満	□	150単位	
	12時間以上13時間未満	□	200単位	
	13時間以上14時間未満	□	250単位	
共生型通所介護	生活介護事業所（93/100）	□	該当	
	自立訓練事業所（95/100）	□	該当	
	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（90/100）	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
生活相談員等配置加算 （共生型通所介護のみ）	共生型通所介護の指定	□	実施	
	生活相談員（社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等）を一名以上配置	□	配置	
	地域に貢献する活動を行っていること	□	実施	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に利用者が居住	□	該当	
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	□	満たす	
	通所計画上の位置づけ	□	あり	
	入浴介助の実施	□	実施	
入浴介助加算（Ⅱ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	□	満たす	
	利用者が居宅において、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴できるようになることを目的とし、以下の要件を満たすこと			
	・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価すること 　利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴可能と判断した場合、評価者は事業所に対し情報共有すること （事業所外の者が評価する場合は書面等を活用すること）	□	満たす	※利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助によっては入浴困難と判断する場合、介護支援専門員等に対し、福祉用具貸与・購入又は住宅改修等の浴室環境整備に係る助言を行うこと
	・機能訓練指導員等が共同して、評価者との連携の下、利用者の身体状況・居宅の浴室の環境等を踏まえた個別入浴計画を作成	□	あり	個別入浴計画
	・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を実施すること	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
中重度者ケア体制加算	基準配置に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保	□	満たす	
	前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護３以上の利用者の占める割合が30/100以上	□	あり	
	サービス提供時間帯を通じて、専従の看護職員を１名以上配置	□	配置	
	共生型通所介護を算定していない	□	該当	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション若しくはリハビリを実施している医療提供施設（病院の場合、200床未満又は半径4Km以内に診療所が存在しないもの）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、アセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	□	実施	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては理学療法士等は、利用者のＡＤＬ・ＩＡＤＬに関する状況を把握し、又は当該事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと	□	実施	
	個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施方法等の内容を記載。目標は、利用者・家族の意向及び介護支援専門員の意見も踏まえ策定し、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすく設定	□	実施	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供	□	実施	
	各月の評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族、理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のＡＤＬ・ＩＡＤＬの改善状況を踏まえ、必要に応じて訓練内容の見直し	□	実施	
	理学療法士等が当該事業所の機能訓練指導員等を共同し、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明	□	実施	※説明の際は利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行うことも可
	個別機能訓練に関する記録の利用者ごとの保管、閲覧への対応	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション若しくはリハビリを実施している医療提供施設（病院の場合、200床未満又は半径4Km以内に診療所が存在しないもの）の理学療法士等が当該事業所を訪問	□	実施	
	理学療法士等が、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、アセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	□	実施	
	個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施方法等の内容を記載。目標は、利用者・家族の意向及び介護支援専門員の意見も踏まえ策定し、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすく設定	□	実施	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供	□	実施	
	個別機能訓練計画の進捗状況等について、３月ごとに１回以上、理学療法士等が当該事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価	□	実施	
	機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録	□	実施	
	各月の評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族、理学療法士等に報告・相談。理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のＡＤＬ・ＩＡＤＬの改善状況を踏まえ、必要に応じて訓練内容の見直し。	□	実施	
	個別機能訓練に関する記録の利用者ごとの保管、閲覧への対応	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る	□	配置	
	複数の種類の機能訓練項目を準備し、項目の選択に当たっては機能訓練指導員が利用者の選択を援助すること	□	実施	
	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が、利用者の居宅を訪問した上で、共同して、利用者ごとにその目標、訓練項目、実施時間、実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成	□	実施	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式3-3　個別機能訓練計画書 別紙様式3-2　生活機能チェックシート
	適切なアセスメントを経て利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの状況を把握し、目標を設定 ※目標の設定に当たっては、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上に関するを目指すことを含めた目標とすること	□	実施	
	計画に基づく機能訓練の実施	□	実施	
	設定した目標を達成するための、概ね週１回以上の訓練の実施（５人程度以下の小集団（個別対応を含む）に対して機能訓練指導員が直接行う）	□	実施	
	効果、実施時間、実施方法等に対する評価の実施	□	実施	
	開始時及びその後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し記録するとともに、訓練内容の見直し等を実施	□	実施	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	□	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅰ）イの規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置	□	配置	
	その他、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの基準のいずれにも適合すること	□	該当	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの基準のいずれにも適合すること	□	該当	
	利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	点検書類等
ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）	評価対象者（利用期間が６月を超える者）の総数が十人以上	□ 該当	
	評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と当該月の翌月から起算して６月目にＡＤＬを評価し、その評価に基づく値（ＡＤＬ値）を測定し、測定月ごとに厚生労働省に提出	□ 実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（ＡＤＬ利得）の平均値が１以上 （Ⅱ）の場合　２以上 ※算出方法は以下のとおり １　２以外の者 ＡＤＬ値が０以上25以下　１　　ＡＤＬ値が30以上50以下　１ ＡＤＬ値が55以上75以下　２　　ＡＤＬ値が80以上100以下　３ ２　評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者 ＡＤＬ値が０以上25以下　０　　ＡＤＬ値が30以上50以下　０ ＡＤＬ値が55以上75以下　１　　ＡＤＬ値が80以上100以下　２	□ 該当	※上位及び下位10%の利用者を除く
ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）	ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）要件を満たし、次の項目を満たすこと	□ 該当	
	ＡＤＬ利得の平均値が２以上	□ 該当	
ＡＤＬ維持等加算（Ⅲ） （※令和５年３月31日まで）	利用者（連続して六月以上利用し、かつ、その利用期間（評価対象利用期間）において、五時間以上の通所介護費の算定回数が五時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。）の総数が二十人以上	□ 該当	
	利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して六月目において、機能訓練指導員がＡＤＬを評価し、その評価に基づく値（ＡＤＬ値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（提出者）の割合が９０／１００以上	□ 該当	
	評価対象利用月から６か月目に測定したＡＤＬ値から、評価対象利用月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値（ＡＤＬ利得）が多い順に、提出者の総数の上位８５／１００に相当する数の利用者について、次の（１）～（３）に掲げる利用者の区分に応じ、当該（１）～（３）までに定める値を合計して得た値が０以上 （１）ＡＤＬ利得が０より大きい利用者：１ （２）ＡＤＬ利得が０の利用者　　：０ （３）ＡＤＬ利得が０未満の利用者　　：マイナス１	□ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
認知症加算	基準配置に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保	□	満たす	
	前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、介護を必要（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ｍに該当）とする認知症の者の占める割合が20/100以上	□	あり	
	サービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる者（認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実践者研修等を修了した者）を１名以上配置	□	あり	
	共生型通所介護を算定していない	□	該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	□	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	□	実施	
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置	□	配置	
	利用者ごとに、管理栄養士と関係職種が協同して、栄養アセスメントを３月に１回以上、下記の手順に従い実施（利用者の体重は１月毎に測定）	□	実施	
	・利用者ごとの低栄養状態のリスクを利用開始時に把握すること	□	実施	
	・管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題を行うこと	□	実施	
	・アセスメントの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと	□	実施	
	・低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること	□	実施	
	利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている期間は算定していない	□	該当	※栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算の算定可
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出	□	実施	
	定員、人員基準に適合	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
栄養改善加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置	□	配置	
	管理栄養士が、利用開始時に関連職種と共同して低栄養状態のリスク把握する（算定要件の把握。栄養スクリーニング）。	□	実施	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式5-1　栄養スクリーニング（様式例）
	管理栄養士は栄養スクリーニングを踏まえ、利用者ごとに解決すべき課題を把握する。（栄養アセスメント）	□	実施	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式5-1　栄養アセスメント（様式例）
	医師、管理栄養士、看護・介護職員等が共同した栄養ケア計画の作成	□	あり	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式5-1　栄養ケア計画(様式例)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	□	あり	
	計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	□	あり	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式5-1　栄養ケア計画(様式例)
	居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、利用者の居宅を訪問し、居宅での具体的課題の把握や、食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供	□	あり	
	おおむね３月ごとに体重測定などによる栄養状態の評価（モニタリング）を実施し、その結果をケアマネ等に対する情報提供	□	実施	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式5-1　栄養モニタリング（様式例）
	定員、人員基準に適合	□	あり	
	月の算定回数	□	２回以下	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行う	□	実施	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式6　口腔・栄養スクリーニング（様式例）
	利用者の口腔の健康状態又は栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供	□	実施	
	算定日が属する月が、次のいずれにも該当しないこと。 ①栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ②当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。	□	該当しない	
	定員、人員基準に適合	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	次の（1）、（2）いずれかに該当すること	□	該当	
	（1） ・従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングを行う ・算定日が属する月が栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること ・算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと	□	該当	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式6　口腔・栄養スクリーニング（様式例）
	（2） ・従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに栄養状態のスクリーニングを行う ・算定日が属する月が栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと ・算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること	□	該当	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式6　口腔・栄養スクリーニング（様式例）
	定員、人員基準に適合	□	あり	
口腔機能向上加算（Ⅰ）	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を１名以上配置	□	配置	R3.3.16厚労省課長通知 別紙様式8　口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）
	利用者に対する算定要件のチェック	□	あり	
	利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、口腔機能改善管理指導計画を作成	□	なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画
	医療における対応の必要性の有無	□	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	□	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	□	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画
	定期的に利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに口腔機能の状態を評価し、その結果をケアマネ等へ情報提供	□	実施	口腔機能向上サービスのモニタリング
	定員、人員基準に適合	□	あり	
	月の算定回数	□	２回以下	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の全要件と、次の項目を満たすこと	□	該当	
	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	□	実施	
科学的介護推進体制加算（※療養通所介護を除く）	利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること	□	実施	
	必要に応じて（地域密着型）通所介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを低季節かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	□	実施	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次のいずれかに適合すること			
	１ 介護職員のうち介護福祉士の数	□	７割以上	
	２ 介護職員のうち勤続年数10年以上の介護福祉士	□	２．５割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１ 介護職員のうち介護福祉士の数	□	５割以上	
	２ 定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次のいずれかに適合すること			
	１ 介護職員のうち介護福祉士の数	□	４割以上	
	２ 直接処遇職員のうち勤続年数７年以上の職員	□	３割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ	次のいずれにも適合すること			療養通所介護事業所
	１ 直接処遇職員のうち勤続年数７年以上の職員	□	３割以上	
	２ 定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	次のいずれにも適合すること			療養通所介護事業所
	１ 直接処遇職員のうち勤続年数３年以上の職員	□	３割以上	
	２ 定員、人員基準に適合	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞　(一)(二)(三)全てに適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施した取組みの記録
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞　(一)及び(二)に適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施した取組みの記録

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞(一)又は(二)のいずれかに適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施した取組みの記録
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （※令和４年３月31日まで）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7＜キャリアパス要件＞、８＜職場環境等要件＞に掲げる基準のいずれかに適合	□		
	7(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	7(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施した取組みの記録

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （※令和４年３月31日まで）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	１　賃金改善の対象となるグループ（ａ経験・技能のある介護職員、ｂ他の介護職員、ｃその他の職種）を設定	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　ａ経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善見込額が月額平均８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明を計画書に記載している）	□	あり	〃
	３　ａ経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がｂ他の介護職員の平均賃金改善額を上回っている	□	あり	〃
	４　ｂ他の介護職員の平均賃金改善額がｃその他の職種の平均賃金改善額の２倍以上	□	あり	〃
	５　その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	□	あり	〃
	６　計画書上の職場環境等要件における「職員の新規採用や定着促進に資する取組」、「職員のキャリアアップに資する取組」、「両立支援・多様な働き方の推進に資する取組」、「腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組」、「生産性の向上につながる取組」、「仕事へのやりがい・働きがいの醸成」ごとに1以上の取組を行っている	□	あり	〃
	７　処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	あり	〃
	８　算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	□	あり	〃
	９　特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	□	あり	〃
	10　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定	□	あり	〃
	11　特定処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類等
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	１　賃金改善の対象となるグループ（ａ経験・技能のある介護職員、ｂ他の介護職員、ｃその他の職種）を設定	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　ａ経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善見込額が月額平均８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明が計画書に記載されている）	□	あり	〃
	３　ａ経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がｂ他の介護職員の平均賃金改善額を上回っている	□	あり	〃
	４　ｂ他の介護職員の平均賃金改善額がｃその他の職種の平均賃金改善額の２倍以上	□	あり	〃
	５　その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	□	あり	〃
	６　計画書上の職場環境等要件における「職員の新規採用や定着促進に資する取組」、「職員のキャリアアップに資する取組」、「両立支援・多様な働き方の推進に資する取組」、「腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組」、「生産性の向上につながる取組」、「仕事へのやりがい・働きがいの醸成」ごとに1以上の取組を行っている	□	あり	〃
	７　処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	あり	〃
	８　算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	□	あり	〃
	９　特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	□	あり	〃
	10　特定処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書